

浄化槽清掃業許可書

21指令健環第360号

住 所 (所在地) 名古屋市西区清里町18番地
氏 名 (名称及び所在地) 大昭工業株式会社
代表取締役 木村 諭意智 様

平成22年2月2日申請のあった浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成22年3月1日

名古屋市長 河村たかし



記

許 可 年 月 日 平成22年3月1日
許 可 番 号 21指令健環第360号
許可の有効期間 平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
許 可 の 条 件 業務区域は、名古屋市域内とする

- 教示1 この許可処分について不服があるときは、この許可処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この許可処分について不服があるときは、この許可処分があったことを知った日(異議申立てをしたときは、決定書の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市長を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、許可処分の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。